

令和6年第6回会津美里町議会（議会改革推進特別委員会）

第1日

令和6年8月29日（木）午後 1時00分開会

議 場

委 員 長 根 本 謙 一 君

副委員長 星 次 君

○出席委員（9名）

1 番 櫻 井 幹 夫 君

8 番 星 次 君

2 番 小 柴 葉 月 君

1 1 番 鈴 木 繁 明 君

3 番 荒 川 佳 一 君

1 2 番 横 山 知 世 志 君

5 番 長 嶺 一 也 君

1 5 番 根 本 謙 一 君

7 番 小 島 裕 子 君

（1 6 番 大 竹 惣 君 オブザーバーとして出席）

○欠席委員（1名）

4 番 山 内 豪 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長 川 田 佑 子 君

事 務 局 次 長
兼 総 務 係 長 関 本 達 君

主 任 主 査 渡 邊 純 子 君

開 会 （午前10時00分）

○議会事務局長（川田佑子君） 定刻になりましたので、これより始めたいと思います。

1、開会。

副委員長、お願いいたします。

○副委員長（星 次君） 皆様、ご苦労さまでございます。議会前で何かと皆さん、お忙しい中ではありますが、本日は議会改革推進特別委員会ということで開催いたしました。いろいろ条例のたたき台等、皆さんにご意見を賜りますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまから開会いたします。よろしくお願いします。

○議会事務局長（川田佑子君） 2、委員長挨拶。

○委員長（根本謙一君） 皆さん、改めてご苦労さまでございます。9月会議前、何かと準備、調査も含めて、皆さん慌ただしく過ごされているかと思います。それで、それにしましても気候も天変地異といいますか、台風の影響がどんどん出てきておりまして、遠いところにおいても落ち着かない日々が続いております。

そういう中で、今日は議会改革推進特別委員会のハラスメント防止条例（仮称）ですけれども、そのたたき台について、今日は本格的に条例の中身の検討に入ってまいります。十分な議論を経て、しっかりしたものにつくり上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。前もって資料も含めてたたき台をお渡ししてありますので、十分に検討されてきたかと思っております。意味のある有意義な議論になりますことを祈念して、ご挨拶に代えさせていただきます。ご苦労さまです。

○議会事務局長（川田佑子君） それでは、3の案件に入ります。

委員長、座長でお願いいたします。

○委員長（根本謙一君） それでは、（1）のハラスメント防止条例（案）の検討についてというところで入ってまいります。

まず、このたたき台をつくったポイント等について、私のほうから逐一説明してまいりたいと思いますが、順序としまして、このたたき台を見ていただきますと、前文に当たる部分、それから次の第1条のところでは目的、次、第2条のところでは定義というふうになっております。これを逐一分けて、その部分についての皆さんのご意見をいただきながら、さらに皆様に前もってお渡ししてある論点整理の資料があらうかと思います。特にこの点については十分に時論を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、たたき台の部分で前文に当たるところをまず読みます。「議員は町民の負託を受けた代表者であることから、町政に関わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を体するとともに、住民の全体の奉仕者として住民の福祉向上に努めなければならない。ハラスメントは業務への支障につながり、ひいては町民サービスが低下し、町民のみならず社会からの信用及び信頼を失うことになる。よって、会津美里町議会（以下「議会」という。）は、全ての職員及び議員が個人としての尊厳を尊

重され、相互に信頼し合い、快適に働くことができる環境を確立することで、職員と議員がその役割を十分に発揮することができるようにするため、議員によるハラスメントの根絶と未然防止に努めることにより、町民から信頼される議会の実現に資することを決意し、この条例を制定する」、このようにいたしました。これは、この構成は柏市議会条例を標準モデルとして作成いたしました。まずは、この前文に当たる内容について皆様のご意見をいただいてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 前文の前に、防止条例ではなくて、私は根絶条例にすべきだと思います。

あと高嶋先生、研修のときには、私の質問に対しましてはどちらでもいいですよという回答でございました。

あと川越市に訪問した際に、私質問した際は、議会の意気込みを示すために根絶条例にしたというような回答だったものですから、本議会は根絶条例とすべきかと思います。

あと、次に前文、一番最初に、「議員は」って、こう書いてあるのですけれども、まだ第1条のほうにはっていないのですが、1行目の最後、「会津美里町議会議員（以下「議員」という。）」というのがあるので、これは一番最初に会津美里町議会議員（以下「議員」という。）ということにすべきかなと、こう思ったのですけれども。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 今2点の提案的意見がございました。まず、1番目の根絶条例にしてはどうかというところでありますけれども、私がたたき台として出した部分では「防止」といたしました。根絶という提案も確かに各委員の報告書の中にも数点ありました。根絶といいますと、相当、本当にあって大変なのだと、いろいろ支障を来していると、本当に困ったなという状況であるならば根絶もよろしいかなと。例えば川越が象徴的ですね。訴訟問題にまで発展して、全国的な話題にもなりました。注目された事案でありました。それを踏まえますと、本町ではそこまでは至っていないだろうと。少なくとも前文の中に根絶という文言も入れておりますし、目的の中にも入れてございます。ですから、その前段の防止条例ということではよろしいのではないかなというふうに考えた次第です。これは正副委員長の間でも協議してこのようにさせていただいた経緯がございます。せっかくのご意見ですので、ほかの委員の皆さんからもこの件について改めてご意見をいただきたい。

2点目ですけれども、前文に当たる頭の「議員は」というところに「会津美里町議会議員は」というふうにしてはどうかということなのですから、議員そのものの意味合いをここでは述べているということで、「議員は」ということでこの言葉、議員という言葉だけで書き出しているというふうには私は理解しましたので、頭に会津美里町議会議員とはしなかったというところがございます。

ほかの委員の皆様からも、この2点の部分についてご意見をいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 1点目なのですがけれども、私の考えでは、やはり根絶というと、なかなかちょっとインパクトがあり過ぎるということもありまして、私は防止のほうが町民とか一般の人から見ると分かりやすいのではないかなと思いますので、防止ということでこのままでいいと思います。

あともう一点、「議員は」ということなのですが、私これその後の「町民の」ということになりますので、町議員という形であれば、今委員長が言った内容とも整合してくるのかなという考えでおります。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 根絶と防止の件は私も防止でよろしいかと思います。

今ほど荒川委員が言った町議員というふうな部分であります、前文の頭の部分、それこそ冒頭の部分については、ここの議員にこだわらず、市会議員でも県会議員も同じだろうと思うので、私はこのままでよろしいのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） そうであれば、その後の「町民の負託」ということになると、これを「住民」としたらどうでしょうか。町議員ということではなければ、「議員は、町民の」ということではなくて、「議員は住民の負託を受けた」ということであればちょっといいのですけれども、何かここを町民と議員ということで、一般的な議員ということになると、その辺の感覚がちょっと捉え方としては難しいのかなと思いますので、今横山委員が言われた議員でいいということであれば、その後の町民を住民にするべきかなと私は思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ちょっと待ってください。今の荒川委員の言われたことも一理あるなというふうに思いましたけれども、その後に「町政に関わる権能と責務」という「町政」ってここに出きますから、そうすると、また今の論理からすると、ちょっとイメージが違ってくるようになってくるかなというところがございます。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） そうであれば、私、このままの文面でいいと思います。すみません。

○委員長（根本謙一君） 横山委員、手を挙げられましたけれども、いかがですか。

○12番（横山知世志君） 私はこれでいいかなと思ったのですが。

○委員長（根本謙一君） では、鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） それで、根絶と防止ということでもありますけれども、やはり根絶ではちょっとイメージが強過ぎるのではないかと、防止でいいのではないかと思いますけれども。

○委員長（根本謙一君） では、小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） 私も根絶ではなく、防止でいいかと思います。やっぱり根絶というのは、今まで本当に問題が多発しているという部分での条例制定であれば根絶でいいかなとは思いますが、防止ということで、これから本当にハラスメントがないようにしっかりと議会として取り組んでいくというような意味合いからすれば、防止でいいのではないかなというふうに思います。

あと前文の頭はこのままでいいかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 次、では櫻井委員、お願いいたします。

○1番（櫻井幹夫君） 私は、先にこれをいただいて目を通したときに違和感等は感じなかったのですが、特に意見はありませんでしたが、文章の中で2行目の、「住民の全体の奉仕者」と「の」が続くので、「住民全体の奉仕者」でいいのかなという感じはしました。

あと下から2行目で、「未然防止に努めることにより」となっているのですが、「未然防止に努めることで」ということのほうが文章としてはよろしいのかなというふうに感じた2点だけでした。

○委員長（根本謙一君） 1点目の「住民の全体の奉仕者」のところを「住民全体の奉仕者」にしてはどうか、「住民の」の「の」を削除してもいいのではないかなということ。

2点目は、末尾2行前の「努めることにより」を「努めることで」というふうにしてはどうかということですが、

○1番（櫻井幹夫君） 「により」というところも考えたのですが、「より」は何か「で」のほうが文章として柔らかいイメージを自分は持ったので、内容が内容なので、軟らかいほうがいいかなという、単にそれだけの理由なので、決定はそちらにお任せします。

○委員長（根本謙一君） いわゆるほかの例で、ほかの条例案を見ますと、やっぱりこういう言い方が多いのですよね、「により」、「何により」って。簡潔にやるまとめ方もあるのかもしれませんが、まず事務局の意見も聞いてみたいと思います。こういうときに多分触れることが多いでしょうから、こういう書き方。

まず、「住民の全体の」というのと、「住民全体の」にするかというのと、「努めることにより」を「努めることで」というふうにしてしまうことで2つについて。

事務局次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 最初の2行目のところなのですが、「住民の全体の奉仕者として住民の」って、逆にここ「住民の」が重なっているのかなという気が私はして、最初の「住民の」のほうを削ってはどうかと思ったのですが、例えば「全体の奉仕者として住民の福祉向上に努めなければならない」、こうしてはどうかと。住民、住民ってくだいかなと思ったのが1つです。もしくは、今言ったように「の」を削る方法もあると思います。

あと「未然防止に努めることにより」と、「努めることで」だとすると、やはりこういうときには「により」のほうを使っているかなというような感覚はありますけれども、これもどっちが正解というのではないのですが。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 参考意見としてとどめたいと思いますけれども、ほかにこのことでありませんか。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 今ほど次長のほうから説明があったとおり、前文の2行目、「住民の全体の奉仕者として住民の」と、こうなるので、最初の「住民の」は削除してもいいのかなと思いました。ですので、「体するとともに、全体の奉仕者として住民の福祉向上に努めなければならない」。

あと2段落目の一番最後なのですが、川越のを見ますと、「失うこととなる」となっていたのですが、何でも、何でもこれ「ことになる」に言い換えたのかなと。「こととなる」のままでよかったのかなと思いました。

あと冒頭、私、根絶条例というふうに言いましたけれども、皆さん、根絶では強過ぎるというようなお話ですので、では防止条例ということで了解いたします。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

それでは、星副委員長のご意見も伺っておきたいと思います。

○8番（星 次君） 2行目、前文の「住民の全体の奉仕者として住民」というふうなことでありますが、町の議会の政治倫理条例を見ますと、議員は町民全体の奉仕者というふうになっておりますので、ここで「住民の全体の奉仕者として福祉向上に努めなければならない」ということで、私はあとの分の住民は削除してもいいのかなと思いますが、この辺で倫理条例と整合性が図られるのではないかと思います。

○委員長（根本謙一君） それが1点目。2点目は。

星委員。

○8番（星 次君） 櫻井委員から提案がありました「努めることにより」よりも「努めることで」というふうなことで、私も、ああ、いいなというふうな感じで、読みやすいなというふうに感じましたので、私は「で」でいいのではないかなというふうな感想でございます。

○委員長（根本謙一君） あと、それから長嶺委員からももう一点ありましたよね。最後のところと言いましたか。

〔「5行目」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 5行目、「失うこととなる」。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 「ことに」を「こととなる」と、そういうことですね。

この点も何かほかに意見ある方。

星委員。

○8番（星 次君） ほかの川越、柏を見ると、やっぱり「こととなる」というふうになっている

ようでございますので、あれというふうに私も読んだときに、「になる」というふうに短くした部分は「失うことになる」というふうな理解もできるので、ああ、これでいいかなと思ってはありました。

ただ、ほかの先進事例は「こととなる」というふうになっておりましたので。

○委員長（根本謙一君） 皆さんから本当にいろいろなご意見いただきました。

では、まとめてまいりたいと思います。まず、1点目の条例名、防止にするか、根絶ではどうかという提案の中で、防止条例でいいという声が多数でした。また、根絶を提案された方も、最終的には防止条例でいいだろうというふうに認めておられますので、ここは防止条例というふうにして、これを原案としたいと思います。

それから、2点目ですけれども、2行目のいわゆる「住民の」を削除するかしないか。頭の「住民の」を残しまして、後の「住民の」を削除、こういうことで整理したいと思います。

それから、5行目、「失うことになる」のところを「失うこととなる」というふうに修正したいと思います。

それから、末行から2行前、「努めることにより」を「努めることで」に直したいと思います。

以上だと思いますが、これに異議ありませんか。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） これには異議ありません。

○委員長（根本謙一君） よろしいですね。

○12番（横山知世志君） ここは、ここまでは。

○委員長（根本謙一君） 今、前文に当たるところ、それから表題も当然出ましたから、そのことで今確認しています。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 今委員長が言われた部分については異議ないのですが、私も1つちょっと気になる場所があったものと思ったものですから。

○委員長（根本謙一君） どうぞ。

○12番（横山知世志君） よろしいですか。

○委員長（根本謙一君） ええ。

○12番（横山知世志君） 中段、「よって、会津美里町議会」云々ってありますよね。その下の段の「尊厳を尊重され」、この「され」というのが私ちょっと気になっていたのです。これは「し」のほうがよろしいのかなと私は思っておったのですが。

○委員長（根本謙一君） 柏市議会は「尊厳を尊重され」になっています。これは「尊重し」ですと、当事者同士の関係です。尊重されるというと、第三者からの丁寧な言い方、見た目で客観視した言い方かなというふうにも言えるかと思うのですよね、尊重されていると。確かにそういう丁寧な議論されていると、そういう意味合いもあるのかなと思ったので、私は違和感はありませんでしたけれども。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 今委員長がおっしゃったけれども、その前段に、「美里町議会は」となっているのです。だから、第三者とは違うのですよね。だから、議会は個人の尊厳を尊重することでしょう。尊重するということなのでしょう、これ。だから、私はそこまで「され」なんていうふうに丁寧にする必要があるのかなというふうに違和感を持っただけですので、いいです、このままで。

○委員長（根本謙一君） 今横山委員からも再度の提起がありました。このことについて、どなたか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ちょっと待ってください。ここで議長も結構勉強されているということで、最後の部分ですので、何かアドバイザーとしてご意見あれば承りたいと思います。

議長。

○議長（大竹 惣君） すみません、今の部分なのですが、「全ての職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され」というのは、これ会津美里町議会が尊重するという意味の文言ではないと思うのですね、ここの部分に関してはですけれども。例えば職員及び議員が個人としての尊厳を尊重されるような状態にするという意味だと思うので、なのでこの言い方でいいのかなって思います。ちょっと分かりづらいですか。「会津美里町議会が尊重し」というわけではなくて、会津美里町議会は尊厳を尊重される、そういう環境をつくるという意味だと思うので、だから「され」でいいのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 議長からも意見をいただきました。これを踏まえて、横山委員、まだまだというか、まだ納得というか、腑に落ちないところがおありだったら、またさらにご意見いただければ、よろしいですか。

○12番（横山知世志君） いや、いいです。特に私は自分の考えとしてちょっと違和感があったものですから。

○委員長（根本謙一君） いや、それで結構なのです。いや、それが大事ですから、そこでこういう議論するということが大事なので、それはちゅうちょなく述べていただきたいと思います。

では、この「尊重され」はこのままにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、再度申し上げます。

条例名、正式名は会津美里町議会ハラスメント防止条例。

それから、前文に当たるところで再度読みます。「議員は町民の負託を受けた代表者であることから、町政に関わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を体するとともに、住民の全体の奉仕者として福祉の向上に努めなければならない。ハラスメントは、業務への支障につながり、ひいては町民サービスが低下し、町民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。よって、会津美里町議会（以下「議会」という。）は、全ての職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、相互に信

頼し合い、快適に働くことができる環境を確立することで、職員と議員がその役割を十分に発揮することができるようにするため、議員によるハラスメントの根絶と未然防止に努めることで、町民から信頼される議会の実現に資することを決意し、この条例を制定する」、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 論点整理のところの1番で書いたところ、条例の対象者、川越の場合は職員に限っておりました。柏の場合は議員と職員ということになっておりまして、後々出てくる窓口の話にもちょっと関係してくるものですから、この前文に職員と議員がということで入っておりますが、そういう方向で行くのか、それとも職員に限るということでやるのか、この前文のところで話したほうがいいのかと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 今大事な論点を事務局のほうから提起がありました。この条例は議員対職員にするのか、あるいは議員対職員及び議員にも当てはめるとするのか、これも大事なところでありますので、この件について皆さんのご意見をいただきたいと思います。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 私は議員も含むべきだと思います。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 私も横山委員と同様、議員も含む。春先のアンケート調査でも多分議員から言われたような回答があったように記憶しているので、議員も含む形でよろしいかと思います。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 職員、議員をやっぱ対象にするべきだと思います。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） 私は今ほどの前文を読んだときに、議員と職員、議員という部分と読みました。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私も皆さんと同じ意見です。

○委員長（根本謙一君） 小島委員、いかがでしょう。

○7番（小島裕子君） 私も皆さんと同じでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 星副委員長、いかがでしょう。

○8番（星 次君） 私も関本次長の考えで、相談窓口の件で後でいろいろ議論しなくてはならない部分はありますが、これについては、うちのほうは事例がありますので、やっぱり職員と議員ということで、この条例はやったほうがいいのかというふうに考えます。

○委員長（根本謙一君） 全員から意見をいただきました。全員、職員と議員を対象とするということにすべきだということで、全員一致で職員と議員対象の条例とすると、そういう内容で今後議論していくというふうにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議なしと認めます。

では、そういうことで進めていきたいと思います。

〔「すみません、1つだけいいですか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） 今委員長のほうから前文を読み上げたところで、ちょっと耳に障った部分なのですけれども、下から3行目の冒頭の「ことで」ってありますよね。下から3行目の冒頭、「ことで」ってあって、下から2行目の今「ことにより」を「で」に変えたので、そうすると、「ことで」、「ことで」はダブるのです。文章が2つに分かれていればいいのしょうけれども、これ一文になっているので、もしできたら下から3行目の「ことで」を「とともに」にしたらどうなのしょうか。文章があまりにも長過ぎて、何となく整理すると、ちょっと意味がつかみやすいというか。

○委員長（根本謙一君） 決定した内容の再度の問題提起ですけれども、皆さん、分かりましたでしょうか。下から3行目、冒頭で、前文から続く「快適に働くことができる環境を確立することで、職員と議員がその役割を十分に発揮することができるようにするため、議員によるハラスメントの根絶と未然防止に努めることで」と同じ言い方が続くことによる違和感ですよね。だから、これ事例からすると、だからここ「により」というふうになっていたのかもしれませんが。「ことで」、「ことで」と一文の中に2つあるということは、確かにちょっと違和感を持つところでもありますね。これ「努めることにより」に元に戻しませんか。そうしないと、別に文の意味において問題は、意味が変わる言い方にはならないと思いますし、どうでしょうか。

○7番（小島裕子君） 例文では、ちょっとこの部分は違和感を感じていたところではあるのですが、すけれども。

○委員長（根本謙一君） 小島委員、もう一度聞こえるように言っていただけますか。

○7番（小島裕子君） 一応例文、柏を読んでも、やっぱり「ことで」って書いてあるのですが、ただちょっと意味をつかみづらいというか、何々することで、その後にも出てくるのですよね。

○委員長（根本謙一君） そうですね。

○7番（小島裕子君） 発揮することができるようにするためとか、何々で何々で何々でという、そういうふうにあまりにも一文の中で畳みかけるような感じで話をされるので、だから最初の「ことで」を「とともに」というふうにして、文章をちょっとここで2つに分けるような形にすればいいのかなと思ったのですけれども。

○委員長（根本謙一君） 文章を2つにする。

〔「とはならないでしょう、この一文は」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 小島委員。

○7番（小島裕子君） 最初の、「よって、会津美里町議会は、全ての職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、相互に信頼し合い、快適に働くことができる環境を確立する」で、ここで1つ切るとか、それではなかったら「ことで」を「とともに」というふうにしていくと、この文章が整理されていくのではないかなと。言いたいことがいっぱいあるのですけれども、環境を確立することで役割を十分に発揮することができるようになるのではないかなとか、そういったような。

○委員長（根本謙一君） これ一文、途中で句読点をつけて半分にする場合に、当然接続詞でつながなければなりませんよね。

○7番（小島裕子君） なので……

○委員長（根本謙一君） これ確立する句読点、別に「職員と議員がその役割を十分発揮することができるようにするため」というので、その前に接続詞で、この「ことで」に値する、「ことで」の意味を含んだ接続詞が必要になりますよね。

○7番（小島裕子君） なので……

○委員長（根本謙一君） みんなつながってくるわけだ。

○7番（小島裕子君） なので、「とともに」というふうに接続詞を。環境を確立する……

○委員長（根本謙一君） 「ともに」は並列ですよ。「ともに」は並列で、これは確立することで次につなげる。確立することがあって次に進むのですよという意味ですよ、ここは「ことで」だから。「ともに」ではないのですよね。そういうふうに私は理解してのことでした。

ちょっと一文にしては長いという話も確かにありますけれども、事例、柏市議会の条例案を見ましても、ちょっと確かに長くはなっています。でも、そんなに違和感のある長さではないと思ったので、文の流れからすると大事な部分、次から次へとつながってこういうことにする。結果として、「町民から信頼される議会の実現に資すること」につなげていくのだと、そこに寄与していくのだと言い切っているわけです。ですから、そうすると、その「ことで」、「ことで」とつながる、2度出てくるというのは確かにいかなものかなというのも理解できる場所ですので、申し訳ないですが、下2行目のところの「努めることで」を「努めることにより」というふうに前に戻してはどうかと思うのですが、いかがでしょう。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 前に戻すことで、私はいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 私もそのとおりでいいです。

○委員長（根本謙一君） 申し訳ないけれども、前に戻すということで、それで整理したいと思いま

す。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 丁寧な議論をありがとうございました。

では、前に戻して、「努めることで」のところを「努めることにより」というふうに戻したいと思います。

そのほかで改めて気づいたところはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なかったら、次に参ります。

〔「すみません、委員長、1つだけ」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 関本次長、どうぞ。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 議員と職員を対象にするということで出たところなのですが、高嶋先生が講演のときに言っていたところで1つだけちょっと確認しておきたいのですけれども、議員と職員の間ではマネジメントが重要との話を受けて、「議員と議員では何をマネジメントすると考えるのがいいんですか」ということで小島議員が質問されました。そのときに高嶋先生は、「議員間の話については未開拓部分で誰も語っていません。議員の一人一人が独立事業主みたいな存在で、一人一人に民意があります」と、「民主主義の手続を経て今がある皆さんに、議会を組織と見立てて誰かに権限を集中させて、誰かの議員の権利を奪うようなことは基本的にはおかしいことだと思う。組織に見立てて議論ができるのは、議会と相対的に存在する執行部が限界で、議員間のハラスメントまで類推、解釈するには限界がある。労働者である職員、つまり自分の自由意思じゃなく行動せざるを得ない人たちと、皆さん」、議員ですね、「議員は同じであるのかということ。労働者じゃない人同士、要は議員対議員に援用するのは不適切で不可能だと思う。労働法の話から議員間のハラスメントを話すのは、慎重にすべきだと思う」ということで、こちらに來られたときの講話の中でされた経緯があります。なので、議員と議員のハラスメントの話というのは存在はするのでしょうかけれども、防止条例で名前を公表するというときの根拠として、要は労働者ではない者同士のやつを条例で公表するというふうにしてしまっているのかどうかというところは、ちょっと問題があるのかどうかと思ったのですけれども、大丈夫でしょうかということなんです。本来ならばそれが名誉毀損とかで裁判になる事例なのだと思うということです。ハラスメントのこういうのに該当するという話も、労働法がベースにあって、その適用を受けない人同士の話をこの条例で縛ってしまうのはいいのかどうかというところが一つ何かちょっと大丈夫かなというところはあるのですけれども、川越のほうはもう職員に限定していると。柏のほうはそこに議員も入れているということで柏がベースなのでこういう案になっているわけですが、これでいくということであればいいとは思いますが、一応そこを踏まえて、それでいくということであればいいとは思いますが、なおちょっと確認の意味で話しました。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 今の高嶋先生の問題提起、議員対議員というのに従い、議員にもこの条例を適用するというふうにした場合の問題提起です。よその事例、柏市議会の条例をモデルにしてつくっておりますことから議員も対象になっているということです。

一方で、高嶋先生は、こういう問題意識を持ちながらも、柏市の条例がモデルになりますよと、スタンダード的な条例で、具体的な事例をどうするかということもしっかり踏まえてつくられているからということでした。

あとほかのこの後も出てくるのですけれども、では第三者委員会をつくって進めたのが法的根拠も曖昧なまま課題解決に向けていったのが川越市議会であります。柏市議会はその部分が問題なので、ちゅうちょして、いまだ実施に向けての整備がされてきていないと、まさにこれも現実です。ですから、ここはどういうふうに理解しておくかというのは大変重要なところなのですけれども、でもこういうところに入ってきてしまうと、条例そのものをつくることすら本当にちゅうちょしてしまう部分にもなりかねないのがありますが、この後高嶋先生の講話の機会も含めて、いわゆる助言をいただける機会もありますので、一定程度の条文整理をした上でご意見をいただくと。今の部分も、我々委員会の中では一定程度こんな議論しましたというところだとどめておくしかないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 私の考えですけれども、ハラスメントの基本となったのは労働法だったかもしれないですが、現在においてハラスメントは上下関係のみに限らず、下の者から上の者へ、上の者から下の者でも同じように扱われるようになっていきます。労働法にこだわる必要はないと思っています。

あと議員が選挙とかで選ばれてここに来ている人たちだからといって、何を言っても、何をしてもいいものだと私は思っていないので、やはり一定程度の制御といいますか、抑止力となるものを示すべきだと思いますし、そういう議会をつくっていかなければならないと私は考えます。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 次長のほうからの話で、議員から職員に対するハラスメント、議員から職員、または議員へのハラスメントをどうするのか、あと高嶋先生からの回答の説明を聞いたわけなのですが、対職員だけにするとすると、今回のたたき台の条例案につきましては柏市をベースにつくっているのです。柏市は職員と議員になっておりますので、ぱっと見る限り、第7条のところも関わってくるのかなと。職員だけにすることであれば、第7条の条文なんかも変わるので、最初からもう我が議会のハラスメント防止条例につきまして、議員から職員に対するハラスメントなのか、議員から職員プラス議員に対するハラスメントなのかというのをはっきりしてから条文のほうも検討していくべきかなと思います。今までの各委員のお話を聞く限りでは、議員から職員、または議員に対

するハラスメントという話ですので、議員から職員、議員から議員に対するハラスメント防止というふうな前提で条例案を検討していくべきかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 一応本町の委員会での条例案は議員も含むというふうにしましたよね。今の長嶺委員の意見は両方案をつくったほうがいいのではないかとということですか。

○5番（長嶺一也君） そういう意味ではないです。

○委員長（根本謙一君） そういう意味ではない。ですから、後段の議員も含むということで、とにかく進んで条例案をつくったらどうかということですね。分かりました。

いずれにしても、議員も含むということが全員の意見でありましたし、その前提でつくり上げて、改めて今この論点になっている部分は高嶋先生の再度の助言をいただいて、条例文上、不足な部分があるのか、一応条例は問題ないのだけれども、運用の面で少し整理する必要があるのか、その辺は今後の課題としておくというところで整理しておくしかないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

星副委員長。

○8番（星 次君） 今、関本次長のほうから、確かに小島議員の質問に対して、高嶋先生のコメント、そのとおりだったと思います。議員対議員は何も拘束されないということでありますが、うちのほうは先ほども言いましたが、やっぱり職員と議員というふうなことの防止条例というふうにしたほうが私はいいのではないかとというふうに考えますので、このままでひとつ進めて、あとは運用の仕方というか、それを高嶋先生に指導を受ければいいのではないかと思うので、このままで私はいいと思います。

○委員長（根本謙一君） では、そういうことで整理していきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、確認させていただきました。

では、次長、そのように踏まえていきたいと思います。よろしく。

では、次に参ります。

目的であります。第1条を読み上げます。「この条例は、全ての町の職員（以下「職員」という。）と会津美里町議会議員（以下「議員」という。）が個人としての尊厳を尊重された良好な勤務関係を確立するため、議員によるハラスメントを根絶し、及び未然に防止することを目的とする」、以上です。

このことについてご意見をいただいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） すみません、さっきと似たようなことなのですけれども、「全ての町の職員」ってなっているのですが、全ての町ってなると、ちょっと違うような気がするのですが、この文言は変え

たほうがいいかと思えます。

○委員長（根本謙一君） 横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 私はこれでいいのですが、「町の」の「の」を消したほうがいいのではないのかと思えます。

○委員長（根本謙一君） 論点的に2つの意見が出ました。「全ての町の」、「全ての」がないほうがいいということで……

○1番（櫻井幹夫君） 全ての町というのは、ただ町という町、全部と取ってしまうかと思ったので。

○委員長（根本謙一君） 横山委員は、「全ての町職員」、職員全部ですよという意味ですよ。確かにお二人の言われることも理解できると思いますので、ほかの委員の方のご意見をいただきたいと思えます。

小島委員。

○7番（小島裕子君） やはり櫻井委員のおっしゃったように、「全ての職員」でいいのではないですか。「全ての町の」になってしまうと、やっぱりこれは会津美里町ハラスメント防止条例ではあるので、町を入れなくてもいいのかなとは思うのですよね、全ての町ってわざわざ。職員でもいいとは思いますが、あえて「全ての」と入れたいのであれば、町は要らないのかなと思えます。だって、前文で「全ての職員及び」というふうに入っているんで、そのままの文言でいいと思えるのですけれども。

○委員長（根本謙一君） 一応小島委員の意見は分かりました。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 私も第1条の「全ての町の職員」の「町の」は削除していいのかなと思えます。要は前文の真ん中、中段あたりで「全ての職員」と、こう記載されております。

あと職員の定義につきましては、第2条の第5項にも規定しておりますので、「全ての職員」というような形であっても分かるかというふうに思えます。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） 私も「全ての職員」でいいのではないかと思います。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員、いかがでしょう。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 難しい、考え方としてはちょっと迷うところなのですけれども、「町職員」という形でいいのではないですかね、「全ての」ということを入れるのは当たり前の話なので。

ただ、この流れからすると、「全ての町職員」という形のほうが本当に全部の職員だということを意味することなので、先ほどどなたか言われたのですけれども、「町の」の「の」を消して「町職員」という形がいいと思えます。

以上です。

○委員長（根本謙一君） それでは、星副委員長、よろしくお願いします。

○8番（星 次君） 前文と整合性を図るために、やっぱり前文は「全ての職員」ということになっていますので、「全ての職員」ということを引用したほうがいいのではないかというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） それでは、皆さんのご意見をいただきました。そうしますと、「全ての職員」ということで整理したいと思いますのですが、いかがでしょうか。「全ての職員」、町職員という言い方も確かにあります。別に違和感はないのですけれども、そんなにこだわることもないのかなとは思っています。

ただ、「の」、「の」って2つが続いたから、少しかかる場所があったかなとは思いますが、これ事例は確かに「の」、「の」だと思ったな。川越かな。

それでは、前文と整合性を取って、「全ての職員」というふうにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、「町の」を削除して「全ての職員」、ではそういうふうに整理したいと思います。

あとありませんか。なかったら、次に参ります。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように目的は決しました。

次に、定義に参ります。第2条、これは第5項までありますので、ちょっと長くなりますが、一応読み上げます。定義、第2条、「この条例において「ハラスメント」とはパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをいう」。

第2項、「この条例において「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、当該相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。第4条第2項を除き、以下同じ。）を害することとなるものをいう」と。

第3項、「この条例において、「セクシャル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる性的な言動をいう」。

第4項、「この条例において「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務（議員としての活動を含む。）をすることができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動により、その者の勤務環境を害することとなるものをいう」。

第5項、「この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に

規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）をいう」。

以上です。長いので、それぞれしっかり整理していきたいと思います。よろしくお願いします。

ご意見ありましたらお願いしたいと思います。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 第3項、「この条例において、「セクシャル」」となっています。これ多分タイプミスだと思うのですが、「セクシュアル」ですよね。第2条の1行目と同じですので、「セクシャル」ではなく「セクシュアル」ですよね。

○委員長（根本謙一君） これは私の打ち間違いかな。「セクシュアル」ね。

○5番（長嶺一也君） あともう一点なのですが、第4項の2行目、「出産したこと若しくは妊娠若しくは」、あと一番最後の行、「出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは」、何か「若しくは」、「若しくは」が続いて分かりづらくて、どう直せばいいのかは私も悩んでいるのですが、ただ単に最初の「若しくは」を読点だけにすると、ちょっと並びがどうなのかなというような感じでしたのですけれども、この「若しくは」、「若しくは」が続くのがちょっと気になったところでございます。いい案があったらお願いします。

○委員長（根本謙一君） 確かに言われていることは理解できるのですが、柏市議会のほうを見ますと、まさにそのように書いてあるのです。多分柏市議会もほかを参考にしているはずですし、川越市はどうなっていますか。これ法律の規則的な書き方の例によくあるのですよね、こういうの。それをもっと現代的に分かりやすくできないかというところは確かにあるのですけれども、このことについてほかの皆さんのご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局としては、今の点についてはどういうふうに見ているのですか。私も打っていて、すごく違和感の思いを抱いたことは確かです。

関本次長、お願いします。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 確かに「若しくは」が相当出てくるところがあるので、総務のほうの例規担当のほうにも後で聞いてみて、ここの趣旨自体が変わるわけではないので、何か「若しくは」が多い感じは当然しますので、いい案がないか、ちょっと聞いてはみます。

○委員長（根本謙一君） では、ここは保留しておくということでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、定義については、今の保留の部分を……関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 第5項ですか、柏市のほうでは地方公務員法で定めた広い職員の定義をされていまして、本町で定めているハラスメントの要綱があるのですけれども、そこで

いう職員というのは、論点整理の中の一般職員か、ちょっと番号を間違っていましたね、すみません、一般職員と……

○委員長（根本謙一君） 番号は逆でしょう。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） はい、失礼しました。町の要綱では、一般職員と会計年度任用職員と非常勤特別職員と再任用短時間職員、この4つが規定されています。基本的にはそれでいいのかなというところと、もう少し狭くすれば、一般職員と会計年度任用職員だけでもいいのかなというふうに思います。というのは、非常勤特別職というのを入れますと、例えば学校医とか、消防団の方とか、報酬をもらっているような方全員なので、千人を超える方が対象となってしまうのです。なので、ある程度限定するか、あるいは非常勤特別職も含めて職員というふうに見なすのか。この再任用短時間云々というのは実際はいらっしやらない部分なので、ここは入れなくてもいいのか思うのですけれども、少なくとも一般職員と会計年度任用職員は必要です。その上で、非常勤特別職のところまで入れるかどうか、ここの議論が少し必要なのかなと。

あと、常勤特別職は入れなくていいかどうかという議論も一つあります。常勤特別職というのは、町長、副町長、教育長です。そこを入れる必要があるかどうか。柏も川越もそこは想定はしていません。町の要綱のほうでも、町長とか副町長がハラスメントをするという前提の要綱に今のところなっていないです。問題とは捉えていますけれども、そういうふうにはなっていない状況です。まずは、非常勤特別職を入れるのかどうかという話と常勤特別職を入れるのかどうかと、この2つだと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

皆さんに論点整理の資料は行っていますよね。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） これの2番目、「職員」の定義のところで私も確認、今の段階でちょっと見落としていました。2点ほど指摘がありました。非常勤特別職を入れるか入れないか、2点目が常勤特別職、いわゆる町長、副町長、教育長をどうするかというところです。柏市議会、川越市議会は想定していないと。

ただ、よその事例を見ますと、非常勤特別職によるパワハラ、セクハラも結構事件化しております、全くないということはないでしょうけれども、我々がつくろうとする防止条例は対職員、対議員ですから、全くないだろうということで常勤特別職を入れないでいいということを言い切ってしまうのかというのは私の中にはあります。そうした場合、入れるとした場合に、また書き方が変わってくるのか、そこは事務局の助言を得ていきたいと思いますが、この2点についてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

まず、非常勤特別職を入れるか、入れないか。

櫻井委員。

○1 番（櫻井幹夫君） 私は、目的の中でも全ての職員となっているように、人は法の下に平等ですので、誰かが入れて誰かを入れないという必要は全くないと考えています。全て常勤特別職も含めた全職員とすべきだと考えております。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

今小柴委員が来られたということで入室を許可したいと思います。では、お願いいたします。

〔「休憩しますか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そうですね。

では、ここで10分休憩しましょう。

休 憩 （午後 2 時 1 5 分）

再 開 （午後 2 時 2 8 分）

○委員長（根本謙一君） では、再開いたします。

先ほど小柴委員が来られたので、入室を許可いたしました。事故のこと、ちょっと心配なのですがけれども、体のことも含めて差し支えないということを踏まえて、委員会の調査をこれより始めていきたいと思います。

それで、1 時間余り、第 2 条まで進み、そのところで議論がされてきております。小柴委員に伺いたいのですが、条例名、それから前文に当たる部分、目的は一応全員の賛成により、文言の修正も含めて決定してまいりました。一応決定はいたしましたけれども、小柴委員、何かお考えをお持ちになっておられるならば一応述べていただき、根本から変えるような議論にはしていかないなと思いますけれども、用意されていたご意見があるならば、この 3 点について意見をいただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょう。決まった部分をかえって披露したほうがいいかな。

○2 番（小柴葉月君） いや、大丈夫です。今櫻井さんに教えていただいたので。

○委員長（根本謙一君） ああ、そうですか。

○2 番（小柴葉月君） 特に大丈夫です。

○委員長（根本謙一君） 大丈夫ですか。

○2 番（小柴葉月君） はい。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

それでは、小柴委員も第 1 条まで決まったことについては賛成するという事に受け止めたいと思います。

それでは、再度定義の職員の部分、今議論になっているところであります。1 点目が非常勤特別職も入るかどう、2 点目は常勤特別職を入れる必要があるか否かというところです。

その中で、櫻井委員は、やはり全ての職員と言っているのだから、区別する必要はないだろうとい

うことでご意見が出ました。

ほかにあったらお願いします。

両方入れた場合、条文の書き方として多少変わるかもしれませんが。これは事務局のほうでしっかり整えていただくようお願いせざるを得ませんが、当然町所管の法規担当にも助言いただきながら、整える必要があるというふうに思っております。いかがでしょう、両方入れるべきだという櫻井委員の意見のほかであれば。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 櫻井委員は、全ての職員という意味で話されたのだろうと私は思っておったのですが、私はここでいう①番、②番はなしでいいのかなと思います。これ反対だけれども、もちろんそれは分かる。ここでいう①と②となっているから、再任用と非常勤は除いた常勤特別職を入れた3つの区分というのかな、がいいのかなというふうに思っています。

○委員長（根本謙一君） 確認しますが、そうすると一般職員と会計年度任用職員、さらに常勤特別職ということですね。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私は、先ほど櫻井委員が言ったように、全部の職員という形で言っていますので、あえて区分する必要はないのかなと思います。全部一般職もなくて、ただ職員という形で表示すべきだと私は思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） そうしますと、常勤特別職もですね。

○3番（荒川佳一君） そうです。全てです。

○委員長（根本謙一君） それも含めて全てということに包含するということですね。

鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 私は、一般職、それから会計年度、非常勤特別職に限ったほうがいいと思います。

○委員長（根本謙一君） ①、②、③ということですか。

○11番（鈴木繁明君） ①、②、非常勤特別職。

○委員長（根本謙一君） ③は。

○11番（鈴木繁明君） ③ではない。

○委員長（根本謙一君） これ番号が逆になっているのです。一般職員、会計年度、①、②というふうに書き換えてください。非常勤特別職が③。

○11番（鈴木繁明君） ③ではなくて、非常勤特別職、町長、副町長、教育長と……

○委員長（根本謙一君） それは常勤特別職。

○11番（鈴木繁明君） 常勤、間違えました。常勤特別職、今マスコミで騒がれておりますので、対

象にしたらいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 私もこの論点整理の中で常勤特別職を入れる必要があるか否かなのですけども、議員という立場で常勤特別職に対してのパワハラ行為というのはあり得ると思いますので、常勤特別職も含めたほうがいいと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 職員のほうは、①、②、③とか言っていたほうが分かりやすいかなと思うのですけれども。

○5番（長嶺一也君） 職員につきましては、①、②、③でよろしいかと思います。

○委員長（根本謙一君） ①、②、③。

○5番（長嶺一也君） 強いて言えば、窓口雇用なんかの委託業者、委託業務をやっている方につきましては、条例の取扱いではなくて委託業者のほうの労基法とか、そっちのほうに関係するので、窓口業務の方は条例とは関係ないというような解釈でいいかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 窓口業務、委託の部分は職員のように振る舞っています、いわゆる町職員としては言わないですね。そういうことで今おっしゃったのですね。確認しました。ありがとうございます。

星委員。

○8番（星 次君） 私は、①の一般職員、②の会計年度、③の非常勤特別職、結構ありますが、この部分と、④として常勤特別職の4つを入れたほうがいいのではないかというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 小島委員。

○7番（小島裕子君） 再任用短時間の方というのはどういったところで仕事されているのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） もう一度分かりやすく、もっと大きい声でお願いします。

○7番（小島裕子君） 一応①、②、③と、あとは常勤という形で入れていただきたいと思います。再任用短時間以外の方、常勤特別職も含めて入れていけばいいかなというふうに思っています。

○委員長（根本謙一君） では、確認します。

①、②、③と常勤特別職ということですか。

○7番（小島裕子君） そうです。

○委員長（根本謙一君） では、星委員と同じだということですね。

○7番（小島裕子君） はい。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

では、小柴委員にもご意見いただきたいと思います。

○2番（小柴葉月君） ちょっとよく分からなかったのですけれども、なぜこの議論をしているのか

というのがよく分からなくて、全ての職員ということで、もちろん私の想定、私の頭の中でも常勤特別職とかも全て含めるのが当然だったのかなと思っていたので、どういう理由で何をあれすればいいのか、ちょっとよく分からなかったのですけれども、私も全部入れたほうがいいと思います。

あとは、さっき長嶺さんがおっしゃっていた窓口業務に関わる人たちも入れようというところで、私もやっぱりそこは気にしていたので、うまく織り込めるといいのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 関本次長、今の話ですか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 何でこの職員の定義というところだったのですけれども、2月ですか、アンケートを取ったときには、特別職と議員といわゆる職員、会計年度任用職員の方にアンケートを取ったわけです。例えば職員の定義を物すごく広くしたときに、アンケートを取るのは基本的に全員取らないといけないかなというふうに思ったので、そうすると各種委員会の委員とか、消防団員とか、民生委員とか、学校医とか、全員に聞くのが普通でしょう、何で聞かないのというふうに言われてしまうというか、対象者が違っていいのかなというふうに思ったのが1つです。なので、ここでいう一般職員と会計年度だけに絞ったほうがいいのか、それとも定義としては大きくして、アンケートのときは小さく取るということが何かちょっと違和感を感じたので、大丈夫かなというのが1つです。

あと窓口業務のところは、職員のところの定義にどうなのでしょう。その業務を委託しているというところで、そう言ってしまうと町の業務で委託しているのっていっぱいあるんですね。もう山ほどあるので、たまたまそこが窓口業務というところで目立つ部分ではあるのですが、それを言ってしまうと委託業務でやっている相手方が全部入ってきてしまうのかなと思うので、この条例からはどうなのでしょう、除いたほうがいい。気持ち的には入れたいところはあるのですけれども、職員としての定義からはどうなのかなというところです。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 関本次長のほうから、助言的に職員の定義をどうするかというところの論点の説明いただきました。いわゆる職員の定義のところでは各自治体によって違うのです。町の職員の定義を見ますと、やっぱり職員対象ですので広いのです。ほか自治体議会の条例を見ますと、ある程度狭めているというところもあります。ですから、その議会がどういうふうに考えるかで、一旦決めたらもう変えられないわけではありませんで、この条例案の中には、たたき台の中には3年以内に見直しをしましょうという旨の条項も入れてあります。ですから、その状況によって、あるいは推移によって変えるところは変えていけるのだというところを踏まえてつくって整理していけばいいのかなというふうには思っています。全ての職員という文言を前文に当たるところにも入れていますから、そこの整合性はどうなのだという一つの問い方は出てくるかもしれませんが、通常の我々の業務の中での接する職員というふうにおおむね考えていいのかなというふうには思っています。

その上で、小柴委員の意見をいただきたいと思います。

○2番（小柴葉月君） 事務局からの説明でよく分かりました。

まず、1点目のアンケート、事前調査の段階で対象としていない人たちをここに対象としてしまった場合に、ちょっとずれが生じるよねというところだったと思うのですが、ほかの自治体だと地方公務員法に基づいて職員というのを定義して範囲が狭まっているとは思いますが、我々は実態調査を基に現状を知って、これはいかぬというふうに立ち上がって、ほかの自治体を参考にすると、ここの職員は狭まっているけれども、でも我々はもっと範囲を広めて、この問題についてこれだけ真剣に取り組んでいくのだぞという姿勢を見せるという部分でも、すごくメッセージ性もありますし、もし今後柏でしたっけ、ほかの自治体でもその後の調査というのをやっていましたけれども、我々もこの後、また調査を行うといった場合に、そこも増やしていけばいいのではないかなと思いますので、私はなるべく広く対象にしたほうがいいのではないかなというところと。

あと委託業者の件については、確かに本当におっしゃるとおりだなと思うので、ただ、でも多分それは倫理条例のほうで気をつけましょうねみたいな感じになるとは思いますが、それも全員でもう一回確認をして、窓口業務だったりとか、委託をお願いしている業者さんに対しても気をつけなければ駄目だよみたいな話が全員で共有できればいいのではないかなと思いました。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

全員からご意見いただきました。そうしますと、やはり全ての職員というふうなことを皆さん踏まえていろいろご意見出されているなというふうに承りました。

そうしますと、番号でいいますと①、②、③、そして常勤特別職、これを職員として踏まえるというところで共通認識にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 私は、③番の非常勤特別職については、ちょっとこれはここに入るべきものではないと思うので、私は改めて申し上げますが、一般職、それから会計年度任用職員、常勤特別職、あわせて窓口職員とか、給食センターの調理員とか、そういった部分に限るような形を取ればいいのではないかなと思うので、そこは別に定めるような形で対象にしていいただければなと思うのです。町の職員の定義のほかに、プラスして臨時的な職員になるのかな、委託の窓口とか、そういうのはどうなのですか。

○委員長（根本謙一君） 再度横山委員から出ました①、②、それから常勤特別職でプラス民間委託の部分が出ましたけれども、民間委託者は職員には当たらないという今事務局の助言もありますので、このたびの条例化においての対象者には含めなくて整理していったいいかなというふうに思っています。ここ一、二年でやっぱり必要だというふうになれば見直しの時期がありますので、それは3年以内とはなっていますけれども、早急に必要だというならば改正すればいいことですし、そのように捉えていったいいのではないかなというふうに思っております。

ただし、前段の部分で、いわゆる③の非常勤特別職は省いてもいいのではないかと、再度の提起なので、改めてほかの皆さんのご意見をいただきたいと思います。

鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 私もこれについては省いてもいいのではないかと思います。というのは、やっぱり消防団なんかは600人以上もいるわけでありますので、そこまで全部アンケートを取ったではちょっと大変ではないのかなという部分がありますので、それは削除してもいいのかなと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 再度、小柴委員。

○2番（小柴葉月君） ちょっと質問なのですが、今鈴木さんがおっしゃったのは、アンケートを取るのが大変だから非常勤特別職は省いたほうがいいという理由だったと思うのです。別にそれに対してどうこうというわけではなくて、ほかの非常勤特別職は省いたほうがいいよねと言っている方の理由を教えてくださいなと思います。ちょっと参考にしたいので、教えていただければ、理由も併せてお願いしたいです。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員からの、いや、鈴木委員の意見に対しての質問なので、鈴木委員のほうからお願いしたいと思います。いかがでしょう。

○11番（鈴木繁明君） 私は、非常勤特別職を除いたほうがいいというのは、消防団的にああいう大きな団体までもやっは大変だなと思ったから、私は消防団のことについて申し上げただけです。そのほかに関してはちょっと分かりません、そのほかの団体については。

○委員長（根本謙一君） いや、その大変だからというのはどういう、アンケートを取るのになんていう話も具体的に出ましたけれども、小柴委員からすると、ちょっと理由的に不明な点がある、理解できないところがあるのでということですよね。

○2番（小柴葉月君）鈴木さんはそういう理由をおっしゃったわけです。

○委員長（根本謙一君） そうそう。

○2番（小柴葉月君） 知世志さんは、非常勤特別職は要らないということですか。

○委員長（根本謙一君） ちょっと小柴さん、マイクコードを引いてください。

○2番（小柴葉月君） 知世志さん……

○委員長（根本謙一君） いやいや、小柴さん、お話しするときはマイクを引いてください。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君）鈴木さんは理由を申し上げていると思います。鈴木さんは、理由をちゃんと言っていると思います。鈴木さんは、非常勤特別職は入れないほうがいいということに対しての理由をおっしゃっていると思います。

〔「ただ、横山知世志さんは言っていないからということなのです」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 横山委員のことなのですか。

○2番（小柴葉月君） そうです。非常勤特別職は要らないよと言っている方の……

〔「私の……」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、横山委員、お願いします。

○12番（横山知世志君） いわゆるここでいう消防団員あるいは民生委員、民生児童委員、学校医、各種委員会、それぞれの非常勤とはいえ、管轄が違うのだらうと思うのです。というのは、先ほど言った窓口業務とか管理する頭が違うわけですから、ここは私は必要ないと思っているのです。例えば消防団員に対して、理由がどうのこうのというような部分については、また別の話であって、町の業務とはまた離れていくのではないのかなと。民生委員に対してだって、民生委員だって法務省の管轄ですから、社協ですから、議会がそこに入っていくというふうなことについても私は適切ではないというふうに思っています。

○委員長（根本謙一君） 以上のようなご意見ですけれども、小柴さん、了解、よろしいですか。

○2番（小柴葉月君） 理由を聞いたかっただけなのでいいです。

○委員長（根本謙一君） では、長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 前文と第1条で全ての職員ってこう言っているので、こういった非常勤特別職に関しまして、消防団員等がハラスメント行為を受けるというようなことは想定はないと思うのですが、全ての職員ということ言っているので、あんまり深く考えないで、全ての職員というふうな形に整理すればいいのではないのでしょうか。

あと先ほど次長のほうからアンケートというのを全対象者にやるのか、ちょっと物理的に難しいような意見もございましたが、それはそれでアンケートのときには庁舎内にいる職員とか、会計年度任用職員とか、アンケートを取る場合はある程度限ったというか、限定した形でのアンケート調査でも十分ではないのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） では、次、星委員の意見を伺います。

○8番（星 次君） 私は、全ての職員というふうに範囲を広げて、門戸を広げてやっている、条例をつくろうとしているので、非常勤特別職についても該当させて、ないのが一番よろしいのですが、議員からそういうふうに非常勤特別職にハラスメントとかいろんな出てくる可能性がある場合は、全部吸い上げることはできないので、やっぱり全ての職員ということで非常勤特別職も入れておいたほうがいいのではないかなというふうに考えます。

○委員長（根本謙一君） 関本次長、事務局のほうから意見があるようです。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 含めるということで、それはそれでいいと思います。ただ、もしそうなのであれば、最初にとったアンケートとまた違って、対象者が決まった後にアンケートを取るようになった場合に、対象者には入っているのに、アンケートは取ってもらえないのだというふう

になってしまうのが私はちょっと気にかかるというか、全員アンケートを取ればいいでしょうと言われれば逆に分かるのですけれども、全員取るというのも大変なのかなと思います。アンケートの対象者を絞るということは、その人たちが関わっている可能性が、議員の人との関わりが密接なところという意味では、最初にとったアンケート、特別職の方とここにいる職員の方と会計年度任用職員の方というのが一番狭いところだとは思いますが、非常勤特別職を入れると千人単位になってくるので、議員の方たちもどなたが対象なのかというのも当然分からないような状況にはなりますけれども、大丈夫ですかということですので。あとアンケートを取るとき、それが対象者がイコールではないというのが大丈夫ですかということですので。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 事務局として懸念することも理解できなくはないのです。今回特別委員会で調査したアンケート調査は、いわゆるグーグルフォーム、それを使っただけの範囲に限られてのアンケート調査でした。確かにパーセントで出す場合に、分母が大きくなればそれだけパーセントは下がりますけれども、だから減っているのだとか、少なくともよかったなんていう話ではなくて、ハラスメントは一件たりともあつてはならないというのがそもそもの趣旨でもありますから、分母が多くなる、あるいは調査範囲が広がるから、それは大変だななんていうことは、いわゆる我々の口から言うべきことではないのかなというふうにも思っています。

いずれにしても、また今後アンケートを取るときに、では範囲をどうするという話も当然出るでしょう。今のように全ての職員というふうに条例でうたっているのだから、全部にするべきだという意見と、いや、前例に従ってこの範囲でいいのではないかということも出るかもしれませんが、いずれにしても、条例の見直しが必要であるならば、その時点でしていけばいいことだと思いますから、整合性を取って全ての職員ですから、①、②、③、加えて常勤特別職を対象と考えているというところで統一したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） よろしいでしょうか。

横山委員。

○12番（横山知世志君） さっき言ったとおり、非常勤特別職については、私は入れないほうがいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 横山委員の言うのは分かりました。度々おっしゃってしまして、こういう議論の中でもなかなか納得できないから再度言われたのでしょうけれども、鈴木委員も入れなくていいという話でしたけれども、ほかの委員の皆さんは入れるべきだと、入れていいということが多数でしたので、最終的にはそこでまとめたと思いますけれども、いかがでしょうか。納得できませんか。

○12番（横山知世志君） できません。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 今、非常勤特別職を入れるか、入れないかというところで、まず1つ気にしているのが、定期的な調査をもし行うとなった場合に、調査を行える人たちとなかなかちょっと難しい人たちが出てくるよねというところだと思うのですけれども、それはあんまり気にしたくないなと思うのですけれども、でも相手から言われたとき、見栄えが悪いというところだと思うのですけれども、パソコンを持っている職員のみみみたいな感じで区切ってしまうとか、あとはもうどうしても全員やらなければ駄目だというのであれば、例えば消防団だったら、一旦ある程度のくくりの中でお便りを送るとか、工夫は幾らかできるのかなと思います。

私が一番思うのは、職員のパソコンに今回アンケートを送っていますので、パソコンを支給されている職員というところで落としどころがつくのかなと。それは、別にアンケートを取れるか、取れないかというよりも、相談窓口が常に自分たちのために設置してあるという、こっちは窓口等を開いていますよと見せることが一番大切なのかなと思うのと、あとは非常勤特別職というのも入れることによって、我々議員として日々の一人一人との関わり方、職員だけではなくて消防団員だったり、民生委員、児童委員さんだったりとかも一人一人の職員として見えるというか、私たちも気をつけなければというモチベーションもいい方向に向かってくるのではないかなと思うので、いいかなと思うのです。入れても問題ないかなと思うのですけれども、知世志さんが言っている管轄、町長だったり、国だったり、教育長だったりという、それぞれのグループの管轄が変わってくるから入れなくてもいいのではないかというところは、ちょっともう少し深く教えていただけると、みんなで、だったらこうしたらいいのではないかなとかって議論ができるのかなと思うのですが、ちょっとまだ理解が進まなくて、管轄が違うというのは分かるのです。消防団員はトップは町長とか、民生委員さんはトップが国とか、学校関係はトップは教育長とかという、その分類は分かるのですけれども、違うから何なのかというところをもう少し教えてもらえたらいいかなと思いました。

○委員長（根本謙一君） 横山委員の意見に対する、もう少し深掘りして説明をということですよ。よろしくお願いします。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 私たちの関与する部分でないというふうに私は思っていますので、それぞれの管轄があるわけですから、学校長なり、消防団長なり、社協の会長なり、それぞれの管轄ですので、議員が末端まで対象にするのは私は適切ではないというふうに思っています。でも、皆さんがそれでよろしいとなればそれに従うしかありませんが、私はそういう思いです。

○委員長（根本謙一君） 横山委員の意見が終わりました。

小柴委員、まだあれですか。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） 星委員。

○8番（星 次君） 例えば横山委員の考えだと、それぞれの組織があって、組織の長というのが

あつて、しかるべき対応しているというような、できるのだというような部分での考えだと思うのです。そうになったら、例えば消防団なら消防団員だけのハラスメント防止対策を講ずるべきであつて、そうでなくて、我々は消防団員であろう、民生委員であろう、必ず接触というのはあるのです。だから、そういう非常勤特別職ももう全ての職員として広く考えて捉えていったほうがいいのではないかなというふうに私は思うのです。あえて狭めるのではなくて、私はそういうふうに。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） ならば、先ほど事務局でも言っていたように、今後アンケートを取る場合に、取る人と取らない人と出てきますよね。そこら辺の不公平はどのようにお考えですか。

○委員長（根本謙一君） 星委員。

○8番（星 次君） それは運用です。条例をつくって、その後運用で、今回は消防団員も含めようとか、いや、消防団員だけにしようとかとかというような、それはあと運用でやり方だけなので、そういうことでなくて広く対象者を広げて、全ての職員というふうに定義づけたほうがいいのではないかなというふうには思っているのです。

○委員長（根本謙一君） いずれにしろ、全ての職員というふうに前文に当たるところで述べていますし、全ての職員に対して窓口はしっかり整えてありますよということのほうも大事な部分かなと。小柴委員の意見を聞きながら、そこも見落としてはいけないなと。窓口があることによって、この条例そのものの姿勢もしっかり出せるのだと。それにイコール抑止力として十分に働く範囲も広がっていくということだというふうに私は理解します。ですから、大多数の意見であります全ての職員は、①、②、③及び常勤特別職を対象と考えているということで共通認識にしたいと思いますが、ご理解いただけますか。

横山委員。

○12番（横山知世志君） そうした場合、窓口のいわゆる委託職員、こちらのほうが例えばパワハラなりなんなりを受けた場合、どういうふうに対処される考えでしょうか。そこだけ聞いておきます。

○委員長（根本謙一君） いや、ちょっとその部分は職員ではないので、それはしかるべき職員、町側の執行部の要綱があるわけです。それで対応されるはずですから、それは議会として今のところは何とも決められない。

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ちょっと待って。今の横山委員の意見に対して。

〔「委員長の話」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ああ、そうですか。すみません。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今の窓口の話は、町のほうでという話ではないです。町のほうの要綱で定めている対象者に委託業者のは入っていません。なので、そこを救おうとするという

と、委託業者は窓口なので目立っていますけれども、そのほかの委託の業者の人も含めるとかなりの数になってしまいますというところです。全ての委託業者も職員に入れないとおかしくなってしまうというふうになってしまいます。

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 今の関連ですか。

〔「関連です」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） この条例における職員というのは地公法に基づく職員ということですので、委託業者につきましては、委託業者が例えば窓口の方が議員からハラスメント行為の被害者になったといった場合は、その窓口の雇用主のほうに申し出て、そこから県の労働委員会のほうに申し出て、県の労働委員会のほうで対応するというような形ですので、委託業者につきましては、この条例からもうすっかり切り離していいと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 横山委員、今の長嶺委員の意見も踏まえて、そこをどうするのだというのはまだまだ懸念として残っておるならば、一応留保ということで踏まえておく方向で。

○12番（横山知世志君） 何を。

○委員長（根本謙一君） 今の民間委託者に対するパワハラのことでしょう、ハラスメント。それはどうするのだということです、どう考えるのだというところですよ。

ただし、町のハラスメントの防止要綱には、民間委託業者に対しては対象になっていないということが確認できましたので、それを受けて長嶺委員は、もしもあったとしたら、業者のほうから県のほうに行く、そういうことで分けられているのではないかということでした。今の時点はそういうところで整理しておいていいのかなというふうには思いますけれども。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 私としては、やっぱり納得できないのですが、皆さんの意向に従います。

○委員長（根本謙一君） さらに、星委員、これについて。

○8番（星 次君） 納得いかないといっても委託業者なのですよ、あくまでも。窓口業務でしょう、言っているのは。

〔「いやいや、そうじゃなくて……」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 横山委員、ちょっと待ってください。

○12番（横山知世志君） 非常勤の職員の部分です。窓口業務については今理解しましたのでいいです。非常勤の部分です。

○委員長（根本謙一君） 横山委員の懸念もまだ払拭はされていないようですけれども、全ての職員に③番の非常勤特別職も一応加えるという考え方でいきたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」「委員長、いいですか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） すみません、では今の加えるということで、①、②、③と常勤特別職ということでしたけれども、④番は実際いないわけなのですけれども、この④番目まで含めて町のほうの要綱で定めている職員なのです。なので、実際はこれ④は要らないでしょうという話をしましたけれども、言い方としては町の要綱に定める職員の定義に常勤の特別職を加えるというようなニュアンスの文言でよろしいですか。

○委員長（根本謙一君） 今関本次長から改めての助言がありました。④については、現在はこれに当たる職員はいないのだけれども、町の要綱にはこれも一応のせてあるわけですね、いつそういう職員を抱えることがあるか分かりませんので。これも含めてというふうにしておいてどうだって、そういうことでいいかどうかということです。

町のハラスメント防止の要綱をお持ちですか、御覧になっていますか。確かに条例名が番号も含めて書いてありますので、なかなかちょっと分かりづらいところがあってすごいのですよ、定義のところ。そうですね。専門的な言葉で書いてありますから、なかなか1度、2度読んだからって、ずっと入ってくる内容ではないのですけれども、そこはやはり同じような書き方で……

〔「そうです、ここに定めている……」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、関本次長、そのところをどういうふうに条文化するか、助言ください。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 町の要綱のここを1個1個書く必要はないと思っていました、町の要綱の第2条で定める職員プラス特別職というところで整理すればいいのかなとは思っています。

ただ、何度も申しますように、懸念されるのは非常勤特別職という人が相当数いらっしゃるの、議員の人が、どの人が非常勤特別職だなんていうのをつけているわけでもないの、いつどこで申出というか、訴えというかがあるかどうかは分からないような状況にはなるねというところはちょっと懸念ではないですけれども、出てくるのかなと、もう何百人という単位になるので、対象者が議員の人とすればわからないと。もうそう言ってしまったら全住民といっても一緒なのではないかなというくらい相当範囲は広がって、何か対象者がぼやけてしまわないかなというところはちょっと心配しますけれども、広い意味でいえば当然報酬をもらっているわけですから、町の業務を何らかやっている非常勤の職員だという扱いなのですけれども、人数とすれば相当広がってしまうよというところは了解しておいてもらわないと大変なのかなと。

アンケートの話はさっき言ったように、一部の人に対してやるということでやれということであればいいですけれども、何か周知をするときに、俺らは対象者ではないのかいって言われたときにちょっと苦しいなというふうに思って心配したところです。なかなか事務局のほうでそういうのをアンケ

ートとかを取るときに、どうしても苦情というのはこっちのほうに来るので、ここまで多分広げてアンケートをやるのは事実上はなかなか難しいと思うので、ちょっと心配したところです。入れるというのであれば、それは対象者に入れるのはいいことだとは思っているのですけれども。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 事務局から助言がありました。全ての職員ですから、①、②、③で、④も入れておいて、プラス常勤特別職ということで、いわゆる町の要綱に定めています職員の定義の内容、これを生かして要綱プラス特別職というのを文章化して整えるということで決したいと思いますが、よろしいですね。異議がなければ、決したいと思いますが。

〔「異議ありません」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、職員の定義をそのように決しました。

それでは、次に参ります。次、議長の責務です。

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） 2条は終わったの、全部。第2条の件。

○委員長（根本謙一君） 第2条。

○12番（横山知世志君） うん。

○委員長（根本謙一君） 2条、ほかにありますか。

○12番（横山知世志君） あります。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） パワハラ、それからセクハラ、これの定義がいろいろと書いてあるのですが、例えば第2条の1項、それから3項にそれぞれ分類されておるのですが、例えば3項でいうと、「不快にさせる性的な言動」というふうにしかうたっていないのですが、容姿とか、あるいは持病とか、そういった部分はどこに含まれるのだから、ちょっと分類していただければと思いますが。

○委員長（根本謙一君） 容姿。

○12番（横山知世志君） うん。

○委員長（根本謙一君） ということは分け方が足りないのではないかというところですね。

○12番（横山知世志君） 足りないのかどうか分からないので、その分類を例えば持病をお持ちだとか、容姿がちょっとあれだというような方々のその分はどこに入るのかなというふうに。

○委員長（根本謙一君） 関本次長に助言をいただきます。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） セクハラの定義の中で、性的な言動というのは何を指すかという人事院の定義があるのですけれども、その中に3つありまして、1つ目が「性的な関心や欲求に基づくものをいい」、さらに「性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動」、あとは「性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動も含まれます」ということで、この言葉の中に今おっしゃ

られたのが含まれているというふうに解していいと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 今、関本次長の助言を得ました。一部理解するところはあるのですが、ただ確認しなければならないのは、今横山委員は持病とか容姿についてはどこに含まれるのだという話ですので、性的な言動にこれが含まれるというふうに捉えることができるのかどうかを、これは……

〔「持病、病気」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そう。持病とか容姿ですね。ちょっと難しい範疇になるかなと。実際やっぱりあり得るかな、想定しておかないとならない部分かなというふうに今伺っていて、思うところがありますけれども。いわゆるセクシュアルハラスメントの中の範疇に入れるにはちょっと厳しいことかなというふうに思えなくないですね。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 多分病気というところで、「あいつは病気、持病を持っていて、何か全然役に立たねえな」とかって言ったら多分パワハラとかですし、病気で持病を持っていて、例えば胸が片方ないとなったときに、指さして、「おまえは、もう女性じゃねえな」とかって言ったら、それはセクハラだしみたいな感じで、多分病気の一步先の例え話ではないと、分類が病気だけで多分どこに属させるのは難しいのかもしれないです。持病を持っていて何々だって言ったときのあれで分類が変わってくるのではないかなと思うので……

○委員長（根本謙一君） そうですね。

○2番（小柴葉月君） はい、と思いました、ちょっと。

○委員長（根本謙一君） ここは特に具体的な言動によって本当に分かりますね。まだどこの範疇に入れるか、入るかというところで大変困難を来すおそれがありますね、このいわゆるたたき台上、どこに入るのだろうかというのは。今の小柴委員のように、具体的なことでの意見の中で例えて言えば、これだったらパワハラではなる、確かにそういう部分があります。性別で容姿も男性、女性、だから具体的な何か文言、言葉をやっぱり出さないと、なかなか判断しづらいというところがある。そういうものを包含しての表現の仕方というのがあるのかどうなのか。これは保留にする必要がある、ちょっと調べないといけないでしょう、難しいですね。ここで、どこか文言をいじって、よく「など」という、「等」という字を使って収める場合もありますけれども、それを使うにしても、もう少し熟慮してからでないといけないのではないかなと思うところがあります。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 多分知世志さんが何でそんな質問をしたのかというところを考えると、やっぱり今委員長言ったように、「等」という文言が入っていないではないですか。だから、これを見ると、ここでこの条例においてハラスメントというのは、もうこれとこれとこれに関することをハラス

メントという、それ以外は言わないからというようなニュアンスを与えてしまっているから心配されていることからの質問だったのかなと思うのです。だから、今委員長のおっしゃった「等」をどこかに入れようとか、そういったところでカバーをしたらいいいのではないのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 町のとて要綱が皆さんのお手元にあるかどうか分からないのですけども、7号にハラスメントに起因する問題という定義の項目がありまして、これが適当な、今我々が問題にしている部分に何か示唆を与えるようなものになっているかどうか、まだ分からないのですけども、こういうふうになっているのです。「ハラスメントにより職員の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう」という1項がのっているのです。これがモラルハラスメントとかカスハラとかというのは、またちょっと違う意味合いになってくるのかなと思いますけれども。

ちなみに、町のとて要綱のハラスメントの定義には、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、SOGIハラスメント、そして今申し上げたハラスメントに起因する問題という項目をのせてあります。当然その上段にはハラスメントという項目がありまして、「言動等で行為者の意図にかかわらず、言葉、態度等により、ほかの者に不利益や損害を与え、または個人の尊厳若しくは人格を侵害する行為をいう」、ここに末尾のほう、個人の尊厳若しくは人格を侵害する行為、言動というふうに言えなくもないかなというふうに思っているところがあります。たたき台のほうでは、ハラスメントとはということで具体的なことに入れてしまっているのです。町のとて要綱のように、まずハラスメントはこういふことですよという大きな意味で概念をまず打ち出して、そして次の項から具体的なパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントというふうに入れているのです。

町のとて要綱をお持ちですか。町の職員のハラスメント防止等に関する要綱というのを。

○12番（横山知世志君） 今のは分かりました。

○委員長（根本謙一君） ここはハラスメントとはということで概念を入れています。我々のたたき台には、具体的なハラスメントの名前しか載せていません。

これ第2条1項のところでこの概念を入れますか、ハラスメントの。町のとて要綱を生かして。第1項に入れて、では「この条例において「ハラスメント」とは」という次に、次号から、これは5号までか、我々は5号までつくっていますよね。5号までの言動等で、行為者の意図にかかわらず……あれか、これ我々は5号までですね。次号から5号までというふうに限ってしまうと、持病、容姿等が入ってこなくなるおそれがあるので、ここはちょっとこの言葉は使えないな、この意味は。ハラスメントは、行為者の意図にかかわらず、言葉、態度等により、ほかの者に不利益や損害を与え、又は個人の尊厳若しくは人格を侵害する行為をいう」、ここに入ってくるから……

〔「意見してもいいでしょうか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） すみません、皆さん一生懸命考えている中で失礼かもしれませんが、ハラス

メントというのは今、数限りなく幅広く、幾らでもあります。それを全部網羅することが今私は重要ではないと考えています。今私たちが町のハラスメント防止条例をつくるのは何が目的かと言ったら、パワハラ、セクハラ、マタハラはなくしましょうよということを言っているのです、その3つ、「私はこのハラスメントを感じた、だから調査してください、議長さん」といったものに対して、この先になりますけれども、議長が調査をしようではないかと。「じゃ、これに該当するから、あなたはハラスメントをしちゃ駄目だよ」と注意喚起をする、名前を公表する、今そのための条例をつくるのではないのでしょうか。大事なものは、ハラスメントの幅を広げるのではなくて、門戸を広げることはないのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 門戸。

○1番（櫻井幹夫君） はい。非常に対象を狭めようとしている話いっぱいありましたけれども、大事なものは、実はそれを広げることが大事なのではないですか。ハラスメントの種類の幅を広げることなんて、私は重要ではないと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 例えば誰かが声を上げたことに対して、ちゃんと適切に対処できる。例えば「ここに書いていないから、これは俺はハラスメントじゃねえ」って誰か議員が言ってしまったら、それ今やっていることの意味なくなって、相手のための行動ができなくなってしまうので、そのために今文章を整える必要があると思うのですけれども、今町の職員のほうのハラスメント防止の要綱を見ていて、具体的に委員長的に文章をどうしようかということを考えていらっしゃったと思うのですけれども、我々のたたき台のほうで第2条、「この条例において「ハラスメント」とはパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等」、その後にこっちの職員のほうの第2条の（2）のところの「行為者の意図にかかわらず」というところに続けて、「人格を侵害する行為をいう」でまとめて、その後にこのとおり、パワハラとは、セクハラとは、マタハラとはとやっておけばいいのではないかなと思います。そうすると、さっき知世志さんが心配した、病気のことを言われたときにはどこに、それでは裁けないのではないのという不安も、ハラスメントという言葉で、また「等」という言葉を入れることによって解消できるのかなと思うので、それでいかがでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 今まさに小柴委員が言われたような内容で私も考えてはおりました。そういう意味も含めて、先ほど具体的に我々のたたき台の第1条第1項に今の文言を、「行為者の意図にかかわらず」の以下、これを生かして、ここに第1項に織り込んでどうかというふうに思いました。

その前に、櫻井委員の意見もありましたけれども、我々は今、ある意味先駆的な条例をつくろう、それから美里町らしい、きちっとした議論をして、整理して整えようという議論のさなかですから、とにかく早急につくって、早急に抑止力が果たされるようにということもあるのですけれども、しか

し可能な限り議論はし尽くしたほうがいいと思っています。なぜならば、全て事が起こったときに、この条例を基にして議員さん、あるいは我々の行動が進んでいくわけです。あなたのやっていることは、言っていることの根拠はというときにこの条例がすごく生きてくるわけですから、しっかりそこは議論はし尽くしていったほうがいいと思っています。最終的には全員一致でまとめていきたいと思っていますので、そこはもう少し辛抱といったって語弊がありますけれども、しっかり議論を尽くしていきたいと思っていますので、ご理解いただきたい。

それでは、町の実綱の第2条第2……ここは第とつけません。第2条の2号、ハラスメントの項の部分で、途中の「行為者の意図にかかわらず、言葉、態度等により、ほかの者に不利益や損害を与え、又は個人の尊厳若しくは人格を侵害する行為をいう」という部分を取り入れると。これをたたき台の第2条第1項のどこに入れるかというところで、小柴委員は第1項の末尾のところ、「介護に関するハラスメント等」、「など」、「など」、「など」。でも、「など」ってやると、ちょっとまた問題かなと。ここはまた皆さんの意見をいただきたいのですけれども、「など行為者の意図にかかわらず」、町の実綱をこの後に入れるということで整えたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局も含めて、そこを分かっていただきたい。どうですか、おかしくないですか。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 第2条第1項のところで、この条例においてハラスメントとはこの3つだよという前に、この町の実綱の実綱を使って、「この条例において「ハラスメント」とは行為者の意図にかかわらず」云々というのをまずうたって、うたった上でどうつなぐかですよ。うたって、結局、人格を侵害する行為を言って、具体的にはこの3つなのだよというふうにつなげられればいいのですよね。

○委員長（根本謙一君） 町の実綱は、ハラスメントの定義の初めに、「次号から第6号までの言動等で」というふうに入れているのです、だからつながるのですよね、町のほうは。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） そうですね。

○委員長（根本謙一君） ですから、この概念はやっぱり初めにあるべきかなと思うのですが、「ハラスメントとは行為者の意図にかかわらず」というのを。

ここで整理するのはちょっと無理がありますので、これ正副委員長にちょっと整理させてください。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。そういうふうにさせていただきます。

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ちょっと待ってください。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） なぜ私こんな話ししたかといいますと、町の私たちが行ったアンケートの

中で、容姿についてからかわれたというのが一番多いのです。したがって、私、それはどこに分類するのかなというふうに疑問を持ったものですから。

なお、先ほどの委員長の提案で私は賛成したいと思います。

○委員長（根本謙一君） 確かにそうでしたね。

では、そういうことで、副委員長、どうでしょうかね。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そういうふうにさせていただきます。

では、定義の部分はほかに何かこれとは別に意見がありましたら、いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、定義は終わってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、定義を終わります。

ここで休憩取りましょうか。今3時45分になります。今日できるだけ時間いっぱい使いたいと思うのですが、4時半頃まで、切りのいいところまでやりたいなと思っているのですけれども……

〔「じゃ、5分だけ休憩」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 5分とか、いかがでしょう。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、4時半をめどに終わるということで、今日のところは。

5分休憩。

休 憩 （午後 3時47分）

再 開 （午後 3時55分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

皆さんの本当に貴重な意見をたくさん出していただいて、それによって議論も相当深まって、いい調査になっているなというふうに思っております。想定以上の議論になって、いいことだというふうに受け止めております。

そして、想定以上に進んではいませんけれども、それは問題ではありません。

それで、この第2条について、一応皆さんのお許しを得て、正副委員長で第1項の部分について整理するというふうに一任いただきましたので、それに向けて調整してまいります。

そのほかについては皆さんからないですか、この第2条の部分で。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なければ、終わって……

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 第2条第1項のハラスメントの種類、この条例におけるハラスメントについて3つ記載されております。この3つともに自治省の通知に基づく、自治省が分類した名称になっているのです。正副委員長にちょっとお願いしたいのですが、3つ目の「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」を「マタニティハラスメント」という形で表現してやったほうが分かりやすいかなと思ったので、その辺の検討をお願いします。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 承りましたけれども、ここに介護というのが入っているのです。ですから、その前のことをおっしゃっているのかなというふうに理解しましたけれども、町の要綱を見ますと、「マタニティハラスメントは、妊娠、出産、不妊治療を受けること、育児休業等を理由として不利益な異動または減給若しくは降格等、不利益な取扱いや精神的、肉体的な嫌がらせ等を行う言動をいう」というふうになっております。ここをマタニティというふうにくくってしまうと、また別な項目を設ける必要があることも想定できます。介護のこともありますし、マタニティという項目を増やすことは問題ないと思いますけれども、そこをどういうふうに整理するか、なお正副委員長で協議します。整理します。

ほかにありませんか。ないですか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、第2条についてはそういうことで終わりにしたいと思います。

さて、時間的に押し詰まっております。4時半をめどに本日は終了したいと思っておりますので、この後、レジュメのほうを見てください。その他に移らざるを得ません。

今後の予定についてというところでございます。今後の予定として9月下旬には原案を決定して、直近の全協にて原案を説明できればというふうに考えておりましたけれども、今日の調査の推移を見ますと、相当今後も時間を要することが想定できます。この後の大事な論点として皆さんに踏まえておいていただきたいのは、事実関係の把握のこと、どういうところでそれを判断するのだという、第三者委員会という川越市議会の事例もありますけれども、自治法上、法的根拠が曖昧なままでやってしまっているという事実もございます。では、どうするのだというところでもありますけれども、ほかを調べておりましたら、青森県の七戸町では総務常任委員会でそれを調査するというふうに1項入れているのです。こういうところもあることも分かりました。こういうのも参考にしながら、また皆さんと議論していきたいなと。いわゆる高嶋先生が言われている県の人事委員会を活用するということが現状の規則の中では議会として申入れは難しいということが分かってきました。だから、職員がじかに相談するというのではなくて、議会とか自治体が相談するところではないという規約になっておりますので、ここも含めて皆さんとまた再度議論、それから認証をしっかりと共有していく必要があると思っています。

次に、氏名の公表の部分でありますけれども、論点整理の資料を見てください。4番の氏名の公表に関する基本的な考え方というところで、ここも大事な論点です。どういうふうになったら、認める、認めないにかかわらず、当該議員がしかるべき措置で確認したと、あったという結論を出した場合には、あった場合は公表するというふうにしてしまうのか、なければ、しない場合はどういうときなのかとか、どういうことだったらしめないのかということも含めて、また議論をする必要が出てまいります。

それから、相談窓口の設置です。これは柏市議会のように、職員がたくさんいるところは議会事務局の中に事務局、相談窓口を設置するということは容易なんでしょうけれども、本町の場合はそれなかなか難しいねという当初の考え方もありましたけれども、いわゆるその下を見ていただきますと、A案、B案というのがございます。A案は、町ハラスメント防止等に関する要綱による相談窓口を活用する場合、B案は町ハラスメント防止等に関する要綱による相談窓口を活用せず直接議会事務局へ申し出る場合とか、そのフローを少し述べております。このことについても皆さんの意見をいただいきたいと思っています。

それから、6番目にハラスメントの判定をする場、先ほど申しましたように、ここが大事です。一番私が気になっているところでして、しっかり皆さんにも考えてきていただきたいなというふうに思っております。

その後7番、氏名の公表をしない場合はどうするのだ、どういう措置があるのだということです。よその事例ですと、問責決議案で議会で議決したという例もございます。それも参考にしながら、どういうことがあるかというのを考えていきたい。

8番目に、プライバシーの保護の難しさと抑止力の低下についてということになっておりますけれども、罰則のない、いわゆる職務上知り得た秘密を漏らしてはいけないというふうになってはおりますけれども、努力義務にすぎないのです。これは、こうせざるを得ないというふうな部分はありますけれども、また皆さんと考えていきたいというふうに思っております。これは次回にしたいと思います。

そういうことでいろいろ盛りだくさんの論点がありますので、いわゆるこの後正副委員長で考えておりました10月中旬の高嶋先生からの講評をいただくことも少しづらざるを得ないのかなというふうに思っておりますので、次の機会にまた相談申し上げます。

それから、想定としては10月下旬に条例案を委員会で決定して、11月中に11月会議を開催し、上程し、議決に持っていけたらというふうに想定しておりましたけれども、今日の調査の進み具合からすると、今後一、二度で済むか、済まないかというところも考えざるを得ないので、今の段階での想定していたことだというお話をさせていただくことで止めておきたいと思います。

〔「委員長、よろしいでしょうか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 今の論点整理の一番最後、被害者のプライバシー保護の難しさと抑止力の低下についての中で2行目、「努力義務にすぎない」ということが書いてあったのですが、私は地公法の34条の守秘義務に該当しまして、努力義務ではなくてマスト義務だと思っているのですが、なぜこう努力義務なのか、ちょっと説明をお願いしたいのですけれども。私はマスト義務だと、守秘……

○委員長（根本謙一君） マスト義務。

○5番（長嶺一也君） 努力義務ではなくって、地公法の34条に基づく守秘義務に該当しまして、努力義務ではない、必ず漏らしてはいけないというマスト義務だと思うのですけれども、その辺ちょっと説明をお願いしたいのですが。

○委員長（根本謙一君） では、事務局から助言いただきたいと思います。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） すみません、確かにそのとおりなのですけれども、ここで言いたかったのは、結局申し出た人のプライバシーというのがもう結果的に漏れていってしまう可能性、そっちのほうを言いたかったのですけれども、どうせ漏れてしまうのだとすると、申出もしづらいよなというふうになってしまうと、条例をつくった意味もなかなかなくなってしまうと。でも、いろいろ話をしていく中で、当然その情報ってどこからでも漏れていってしまうよねというような話もあったものですから、そこの漏れるのだとすると、申出っけないでおこうというふうになってしまうと、この条例をつくった意味がなくなってしまうよねというところで、なるべくその申し出た人のプライバシーというのが守られるような仕組みなりになっていればいいのですけれども、そこを守るのはこの第何条でしたっけ、一番最後のここにしかうたっていないので、何かちょっとこう……

○委員長（根本謙一君） 9条ね。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ちょっと心細く感じたというところです。実際議員の方が知り得た情報をいろんな方に漏らしたりしないかどうかということです。議会の中でも当然委員会だか、全協だか何か分からないですけれども、そういうところで何かを共有したときに、何か大丈夫かなというところの不安で、これはメモ程度だというふうに思っておいてもらえればと思うのですが。

○委員長（根本謙一君） 正副委員長で、このたたき台をつくる際にいろいろ議論になった部分をここに事務局で整理してくれたと。「この部分、8番の部分も心配だよね」という事務局からの問題提起もあったので、確かにそう言われるとなというところで、「もちろん漏れた場合、漏らした場合、罰則規定もないのだよね」なんていう話の中で、「これはみんなと議論を一応しておいたほうがいいね」というところを出しておきました。

長嶺委員、よろしいですか。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） この後の日程ですけれども、日程どおり9月会議にも入ってまいりますので、9月会議が終わった後に委員会というふうにせざるを得ないかなと思うのですが、どうでしょう。

日程的にはいつ頃という。

〔「26以降ですか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ええ、26日。

〔「25以降ですか、25……」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そう、24日までだから。

〔「25ですか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 25日。

〔「最短で」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） できるだけ早めにやっておいたほうがいいかなと思って。25日、何曜日になりますか。

〔「水曜日です」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 水曜日。

皆さん、今の日程どおりですと、9月24日が9月会議最終日になります。ですから、その翌日、皆さん、お疲れのところ恐縮なのですけれども、25日、また午後1時からということではいかがでしょうか、予定。

○2番（小柴葉月君） 午前中からがいいのではないですか。午後から大丈夫ですか。

○委員長（根本謙一君） では、午前中からにしますか。

○2番（小柴葉月君） 午後からやって……

〔「午後もやるという前提で」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ああ、そうか。

○2番（小柴葉月君） 何か延びたときに、また別日設けないといけない。

○委員長（根本謙一君） では、今小柴委員のほうから意見がありまして、午前中からやったらどうかということですので、では午前10時から、当然午後にもなってしまいますので、10時からというふうにしておきたいと思います。

その他の部分、事務局からは……

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 大丈夫です。

○委員長（根本謙一君） 大丈夫ですか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） はい。

○委員長（根本謙一君） それでは、その他の部分で皆さんからご意見ありませんか。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 今日は、条例のたたき台につきまして最後までいくのかななんて思ったのですが、ほかの自治体の議会の防止条例を見る限り、ちょっと見かけなかった条文があったものですから、入れてもいいかなと思った私の提案も今ここでちょっと申し上げておきたいと思います。

第9条のプライバシーの保護の次に異議申立ての規定を入れたらどうかなと思ったのですが、ハラスメント行為をしたと思われる議員がいろいろ調査を受けて、その調査結果に不服があった場合、議長に異議申立てをする、あとは提訴することもできるというような規定を設けてはどうかというふうに思いました。もし提訴した場合は、判決が確定するまで氏名等の公表は保留しますよというような規定を設けたらどうかななんて思ったのですが、それも含めてちょっと正副委員長で検討していたらというふうに思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） それでは、正副委員長で検討させていただきます。

今の長嶺委員の提案も含めて、2条の第1項の条文なりを整えたら、前もって皆さんにファクス等で皆さんにお渡ししておきたいなというふうに思います。

ほかありませんか。ないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、なしと認めて、今日のところはこれで調査を終了としたいと思います。ありがとうございました。

○議会事務局長（川田佑子君） では、4、その他。

皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議会事務局長（川田佑子君） 事務局からも特にございませんので、では、5、閉会に移ります。

副委員長、お願いいたします。

○副委員長（星 次君） それでは、定刻に近くなりますので、本当に今日はご苦労さまでした。前文から、それから第1条、第2条、それぞれ皆さんから突っ込んだご意見を賜りまして、建設的な意見等、本当に私たち、正副委員長としてまだまだやらなくてはならない課題があったなというふうに思っておるわけでございます。

また、次回もいろいろ皆さんからご意見を賜りまして、よりよい条例を制定したいなというふうに思っておりますので、今後とも次回の日程も決まりましたので、本当にご苦労さまでございますが、よろしくお願い申し上げます。今回の委員会を閉じたいと思います。本当にご苦労さまでした。

○委員長（根本謙一君） 申し遅れましたけれども、オブザーバーの議長からも一言いただいております。

○議長（大竹 惣君） 皆さん、長時間にわたり大変お疲れさまでございました。なかなか議論が白熱して、皆さん、本気で議論しているのだなという印象を受けました。なかなかできていなかった議員間討議をやっているような、まさにあるべき姿だなと思います。引き続き時間はかかるかもしれませんが、しっかりと議論、協議していただければありがたいと思います。

私のほうからは以上です。本日は大変お疲れさまでした。

○委員長（根本謙一君） 以上をもって今日の調査を終了します。ありがとうございました。

閉 会 （午後 4時18分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年8月29日

委員長 根本 謙 一

書記 関 本 達